

2021年10月29日(金曜日)

〔ファクスだより〕

「海事産業基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」について

今週は、先週に引き続き令和3年5月に成立した造船・海運分野の競争力強化、船員の働き方改革・内航海運の生産性向上等による海事産業全体の基盤強化を図るための「海事産業強化法」の概要について、お知らせします。

概要

〔1〕造船・海運分野の競争力強化等

- ・事業基盤強化に関する計画認定制度の創設
《造船法一部改正》
- ・低環境負荷で高品質な船舶導入に関する計画認定制度の創設
《海上運送法一部改正》
- ・外国法人等のクルーズ事業者等に対する報告徴収規定の創設
《海上運送法一部改正》

〔2〕船員の働き方改革・内航海運の生産性向上等

- (1) 船員の労務管理の適正化
 - ・船員の使用者による労務管理責任者の選任、労務管理責任者の下での船員の労働時間等の管理、労働時間等に応じた適切な措置の実施等
《船員法一部改正》
 - ・船員派遣の場合の派遣先での適切な労務管理の実施
《船員職業安定法一部改正》
- (2) 内航海運の取引環境の改善・生産性向上等
 - ・内航海運業に係る契約の書面交付義務、荷主に対する勧告・公表制度の創設、船舶管理業の登録制度の創設等《内航海運業法一部改正》
 - ・エンジン等の遠隔監視を活用した検査簡素化制度の創設
《船舶安全法一部改正》